

第5回 食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

平成26年6月25日(水)

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課

午前10時00分 開会

長野室長 では、定刻になりましたので、ただいまから第5回食品容器包装のリサイクルに関する懇談会を開催させていただきます。

事務局の食品産業環境対策室長、長野でございます。よろしくお願ひいたします。

本日、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、心から御礼申し上げます。きょうはEPRということで、それに関して豊富な知見をお持ちの国立環境研究所の田崎室長にご参加いただいてあります。後ほど田崎室長にはご講演をいただく予定でございます。また、菅谷委員、渡邊委員におかれましては、都合がつかずご欠席との連絡を受けております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第がございまして、下のほうに配付資料の一覧を記載しております。資料1が名簿でございます。資料2が田崎先生の資料、そしてその後、織先生にも講演いただきますので、織先生の資料3、そして資料4が、役割分担や拠出金制度に関する主な論点というペーパーでございます。資料5といたしまして、ヨーロッパにおける容器包装リサイクル制度の現状、資料6といたしまして、自治体における食品の容器包装リサイクルシステムの構築状況調査と、また、参考資料といたしまして参考資料1、コンソーシアムのイメージ、資料2といたしまして産構審、中環審の合同会合の資料が2つ、参考資料2、参考資料3とございます。もしご不足の方がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、冒頭のカメラ撮りはこちらまでとさせていただきますので、ご配慮いただきます。

事務局からの説明は以上でございます。座長、よろしくお願ひいたします。

石川座長 おはようございます。きょうもお忙しいところありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、本日はEPR制度をベースにして役割分担・費用分担について議論をしたいと思います。この点は非常に基本的でありますし重要なこともありますので、長野室長からご説明がありましたとおり田崎室長と織委員に、それぞれ別な視点から考え方であるとか最新の情報であるとか、この場での議論に役に立つようなことを、ご講演いただきたいというふうに思っています。その後、議論した内容については、これは合同審議会との進行との見合いではあるんですけども、当懇談会としても意見の取りまとめについては、全部終わってからということではなくて、そのときそのときタイミングを見て方向性を出していこうということは合意いただいておりますので、今回の議論でも、きょう途中でプロジェクターを利用しながら合意できるところはどのあたりまでかということも、できればまとめていきたいなというふうに考えています。

それでは、まず国立環境研究所の田崎室長から、15分程度と短くて申しわけないんですが、ご講演いただきたいと思います。田崎室長は、この会では初めてですので簡単に自己紹介していただければと思います。よろしくお願ひします。

田崎国立環境研究所室長 国立環境研究所の田崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

国立環境研究所の中に資源循環・廃棄物研究センターというところがありまして、30人以上の廃棄物研究者がいる中で研究をしております。私のほうはリサイクルの法制度、どうあるべきか、ないしはその評価をどうすべきかという研究をずっとしておりました。現在、リサイクル法の見直しが幾つか動いていますけれども、私は家電リサイクル法の合同審議会の委員も務めております。

本日は拡大生産者責任ということでお話をするということをお話をいただいております。これにつきましては少し悩ましいというところがありまして、皆さんご存じのとおりこのEPRの議論と

いうのは、なかなか人によって考え方が違う。なかなか議論がかみ合わないというところがあります。本日は、そういうこともありますので、まず考え方の基本となるところで誤解となっている部分、よくよく議論をしてみると大きく2つの論点に分けられるのではないかというお話をさせていただいて、その上で容器包装リサイクルにおける責任の割り当てが、今のところ合理的なのかどうなのか、それからその中で、リサイクル法の今後の見直しの中で発生抑制というのが1つ大きな論点になると思いますので、それについて触れたいと思っております。

拡大生産者責任、O E C Dのほうの2001年のガイダンスマニュアルでこのように定義されています。製品に対する物理的及び、または経済的な生産者の責任を、製品のライフサイクルの使用済み段階まで拡大する政策のアプローチを言います。

ポイントとなるのはこちらです。生産者は製品の詳しい情報を知っている、知識がある、能力があるというところ、この知識・能力を活用するといったことが、まずこの考え方の基本にあります。それから生産者を巻き込むことでこれまで、当時リサイクル法ができる前までは、自治体に廃棄物の処理等を全て任せていたところもある。そこに生産者を巻き込むことでよりよいシステムを目指す。製品のライフサイクル全体からの環境負荷や社会的費用をできるだけ小さくするという、ここに大きなポイントがあります。

国際的な状況を見ますと、これがスライド4になります。お手持ちの資料は少し、すみません、私が古いバージョンの図を使ってしまって更新されているので、後でホームページ等でアップされる（本資料の）情報は更新されると思うんですけれども、ここの縦軸の値が350になっているということに注意してください。世界のE P R制度が今幾つあるかというのが、O E C Dの関連の調査の中でわかっています。今350もある、世界的にも広まって認知されている制度だということです。O E C DのほうではガイダンスマニュアルをこういったE P R制度、やっぱり意味がある制度ということで途上国への展開とか、先進国でいろいろE P R制度を実施してきて、やっぱりそんなにE P R制度は簡単にはいかないよという部分も踏まえて、これをアップデートする予定です。先週、東京都内でO E C Dのグローバルフォーラムという会議が行われまして、そこでアップデートをしていくというような話が出されていまして、秋ごろにかけてアップデートの作業がいろいろ進む状況になっております。このような形で認識されているE P R制度ですけれども、幾つかの責任があります。金銭的な責任、それから物理的な責任、それからE P Rの提唱者であるリンクヴィスト先生の場合は、情報的責任というのも責任論の中に入れておりました。

拡大生産者責任（E P R）に対する誤解としては、こういったものがあるのではないかと私は考えています。まず責任、E P Rを適用すること自体がまず目的である。これについては先週のグローバルフォーラムの中でも、E P Rはあくまでも目的を達成する一つのツールであると、むしろ何を達成するのかというところを関係者できちんと議論する必要があります。それから責任なのだから我慢して実施しなければならない、必要な金銭等を受け取ってはならない、というような感じの考え方もあるうかと、これは後のほうのスライドでもう一度お話ししたいと。それから生産者の責任だからほかの関係主体がかかわる必要はない。これに関してはO E C Dのガイダンスマニュアルでも、有効な制度実施にはほかの関係者、ステークホルダーの関与も必要だというようなことが、ここに書かれています。

これはトーマス・リンクヴィスト先生の講演スライドからとってきたものなんですけれども、E P R、そもそも道徳的罪悪を押しつけるものではないということをここに書かれています。それからもう一つ、責任の割り当ては、問題を取り組むに当たり最善な形でなされるべきとも書かれてい

ます。基本的には問題があってそれをどう解決していくか、そのときに生産者の力、ノウハウをいろいろ活用させていただいていいシステム、廃棄物の処理システム、リサイクルのシステム、製品全体のシステムをつくっていこうということです。

そのときに変えることのできる人にしかるべき責任を課すというような話があります。ただ、それとは別の責任論があります。賠償責任とかいう話ですけれども、ある行為をします、それが他者や社会への危害、損害を与える。この間に因果関係があって、かつ事前にこの人がこうなるんじゃないのかと予測できたら、この人に責任があるでしょうというような賠償責任の考え方があります。この責任論とはEPRの責任論とは違うということになります。

こういったところが少し気になります。昨年度国際的なアンケート調査を実施しています。詳しい調査の方法は、最後のスライドを見ていただければ状況が書いてあるのですけれども、原因論と有能論、2つに分けて質問をしました。原因論のほうは、製品を生産して利益を得ている、ないしは廃棄物を生む原因をつくっているからEPRを課すべきだと、それから有能論は、有能な主体だからEPRを課すべきですということで国際的な調査をして、ここはあくまでも日本人のステークホルダー、百五十五、六人程度から答えを得た結果を示しております。そうしますと利益原因論につきましては、これは意見が分かれるという状況です。ここが分かれいろいろな議論がかみ合わないというところの一つになっているんだと思っています。それから有能論、これについてはOECDのガイダンスマニュアルにも書いてあるところもありますので、賛成派が基本的には多い状況です。

では、大きくその論拠が2つあるうち、EPRの理論としては前者、ここで言う能力者としての責任論、有能論を重視します。ただ、実際の制度を見ると、私は後者のかなり観点もいろいろ入ってきてるよう思っています。原因者としての責任論、まず能力者としての責任論、これにつきましては、当然ながら製品設計に詳しいという能力、知識があると、では、詳しいから、能力があるから責任を負うということいいのか、君はちょっとできるからこの仕事もやってくれ、あの仕事もやってくれという論理は通じるのか、そうすると、やっぱりそれはなかなか難しいだろうと、そうすると責任を果たす必要なインセンティブとか動機づけがしっかりなされるようなことが、制度設計の中に書いていないと、うまくいかないだろうということがあります。

それからあくまでも有能論は、能力を使って何かを達成する、リサイクルを推進するというそいうった発生抑制を推進する、そいうった目的がありますので、有能論の場合は目的が必ず存在します。しかし、原因論で議論した場合、これはインセンティブのことは全く思料する必要はありません。それから達成する目的は極論を言えばなくても構いません。あくまでもあなたがこういうことをしたので、原因があるのでその分の負担を何かをしてくださいと。できれば負担をすることでその原因を減らすようなことが、制度設計ができれば理想的なんですけれども、必ずしもそうはならないときもあると。この大きく2つの見方が違うということを理解した上で、現状のリサイクル法制度がどういう責任分担になっているかを改めて確認したいと思います。

これは家電リサイクル法におけるEPRの物理的責任ないしは金銭的責任というものが、収集ないしはリサイクル、それから製品設計の改善にどう責任が割り当てられるかを示したものです。生産者、家電のような複雑な製品を組み立てて、どこにどんな有害物が入っていてどう分解したらいいか詳しい生産者が、その物理的責任を担うという形になっています。しかし、このために必要な料金というものは、消費者から取ってくるということになっています。ということで、これは基本的に有能論をベースにしたリサイクル法制度になっています。それから製品設計の改善については、

生産者からの情報のやりとりが非常にベースになって設計の改善が行われることになります。

では、それが容り法の場合どうなっているかといいますと、収集は自治体が出資を行ってお金も払う。生産者のほうはリサイクルをするわけですけれども、必ずしも電機メーカーのような大きなところばかりではないこともありますので、そこはリサイクラーの方々に役割を担ってもらおうと。その分のお金を払うという金銭的責任が生産者にはある。製品設計につきましては、基本的にはお金払うのはできるだけ避けたいからという、金銭的なインセンティブをもって発生抑制に持つていこうというものです。家電リサイクル法は情報をもってここにつなげようというところが、少し違うところです。

では、この役割分担のうち、物理的責任についてはそんなに異論がない。金銭的責任の異論については、特に自治体がそもそも収集のお金を払うべきかという議論があろうかと思います。合理的な理由があるかということに関しては、発生抑制という点から見るとまず自治体は、容器包装の購入するところ販売するところに全く関与していないという状況です。そうしますと発生抑制には、このような責任分担ではうまく機能しないのではないかと。そうすると、まず1つの考え方としては生産者に負担していただくべき。あまりこれは議論されていないんですが、実は消費者に議論をしていただくべきということもあるかと思います。もちろん両方からお金を負担していただくというようなこともあります。それぞの責任論は違う責任が少し適用されるのですけれども、どちらとしても責任論としてはあり得る考え方になります。

それからもう一つ、容器包装の費用負担者というものを製品の製造、それから収集費用、循環費用、つまりリサイクル、そして処分の費用について、リユース、リサイクル、処分という順に書いて誰が負担しているかを示すと、こういった形になります。生産者と自治体が大きくこのように分かれます。基本的に左に行くほど、循環基本法で述べる対策の優先順位の高くなるんですけれども、この優先順位が高いほど生産者の負担範囲が高いということで、優先順位と負担範囲というのがうまくマッチしていないという状況です。それぞのところを誰に払うかというのはいろいろな考え方があると思うんですが、横の方向についてはできるだけ同じ主体になったほうが、費用負担の構造としてはよりいい出資制度だといえます。

その意味で言うと、生産者、処分、リサイクルされずに例えば容器包装のプラスチックのうち4分の1ぐらいはリサイクルに回っています。残りは処分に回っているということで、残り4分の3の部分もそこは生産者の負担じゃないかというような考え方もあり得るというわけです。そのリサイクルのところをあえて処分に分けて、ここを生産者に支払っていただく、ないしは場合によっては消費者に支払っていただくこともあるかもしれません。

こういった責任移転の議論はそもそも理屈としては考えられるものですけれども、責任を移したことで何を達成すべきか、例えば減量、発生抑制ということについて考えてみた場合、今のような責任移転を行ったとしても、次のような批判が出てきます。まず価格メカニズムではそんな減量には至らないのではないか、それから容器包装はいろいろな機能を発揮しているということが指摘されます。これらに対しては、特になぜ価格メカニズムだけでは減量に至らないかということは、生産者からもっと説明していく必要があります。

例えばこのスライドはDfE、環境配慮設計に向けた取り組みのモデルを書いてみたものです。DfEというのは容器の包装の発生抑制と読みかえていただければいいのですが、まず必要な技術とか必要な情報、この懇談会でも中小企業のためにガイドラインをつくろうといった場の創出が、この部分に入ると思うんですけれども、実行できるような何かの技術や情報は必要だろう。その上

で生産プロセスの費用が削減するんなら、やっぱり皆さん発生抑制が進むんだろうと。でも、実態はなかなか違っていて、なかなかそれだとうまく売れないとか、他に満たすべき容器包装の機能があってそこのD f Eが進まない。それからE P R制度でお金を課すというような形で責任を果たしても、実際、静脈プロセスのリサイクルの方で費用が削減しても、それはメーカーの利益にならないとこのラインがなかなかつながらない。今の容器包装においては、なぜ発生抑制がうまくいかないのかということは、もっと明確に生産者側から説明する必要があると思っています。

これらを理解し、本当にそれは価格メカニズムでは発生抑制に至らないという議論について合意ができたとしても、先ほど言った有能論と原因論では異なる結果が出てきます。有能論の場合は、もともと目的の達成をすることが狙いなので、価格の反映は意味がないということで、責任を移すことには意味がないという結論になります。原因論の場合は、発生抑制が全く達成できなくとも、処理、リサイクルにかかる費用をきちんと回収できればよいので、原因論の考え方をとると、発生抑制には至らなくても責任転換をする必要があるというような主張になるわけです。

それから続きまして、もう一つ機能の話をさせていただきますけれども、皆さんご承知のとおり、輸送効率とか品質保持、製品情報の伝達というような機能があるかと思います。では、機能をどんどんつけていったことによって場合によっては環境負荷も増大する、リサイクルもしにくい場合も出てくる。それに対する責任をどうするのか、機能をつけたことに対する責任論というものを明確にしないといけなくなっているのが現状かと思います。

そうするとまず一つの考え方としては、便益を得ている人が支払うべきではないかというような考え方があります。内容物の保護であれば例えば消費者ではないかとか、輸送のしやすさであれば流通業者と消費者、情報表示はちょっと難しいんですが、こんな感じかなというところで、いずれにせよ新たに追加した機能と負担論というものを、もう少し明確に議論する必要があろうと思っています。

それから最後になりますけれども、もともと容器包装がない状態で例えば10のごみ、中身のごみがどうしても出てしまう。それで容器包装を使うことによってその10のものが8になると、ただし容器包装はやっぱり1の量を使ってしまう。そうすると正味としては1減っているんです。この分をきちんと評価した上で費用負担論などを考えるべきではないのかという考え方もあります。そのところは、まだきちんと十分な精査ができていないので今後の議論かと思いますが、私としては、中身と容器包装、それから品質保持剤、例えば乾燥剤という3つの総量を最小化するようなところを目指すべきで、容器包装だけを最小化するということでは社会的な最適化の状態にはいかないのではないかと思っています。

まとめはこちらのスライドに書いたとおりですので説明は割愛させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

石川座長 どうもありがとうございました。

ご質問は、あと織先生からのご講演をいただいた後でまとめてお伺いしたいと思います。

それでは、織先生、お願いいいたします。

織委員 すみません、ちょっとパワーポイントを変えたので、こっちの新しいほうにしていいですか。ありがとうございます。すみません。

今回、石川先生から、とりあえず議論の話になるようにということで、容り法の改正のもとにおきましては、E P Rが何かということがすごく議論になってくるんです。それで前回の国際会議のO E C Dの会議で私は、日本の取り組みについてお話しさせていただきましたが、そのプレゼン

も少し今変えてみたんですけれども、入れながらお話ししたいと思うんですけれども、EPRを考えるときにはEPRの歴史、どういうふうに発展していったのかという概念の歴史と、それから日本のEPRって何だろうということを、ちょっと考えておく必要があると思うんです。EPRはやはり製品特性によって適用の仕方がすごく異なってくる。ですから先ほど田崎さんから説明があった、家電ですか自動車とやっぱり容器は違っているということだと思います。

それから今、田崎さんのほうからご説明があったように、現在、EPR自体は350いろいろな国でいろいろな手法で採用されているということは、それなりに効果があるんだと思うんです。ただ、それはやっぱり国によっても違いますし、これだというかちっとしたやり方がないんです。EPRのそもそもの発展としては、その国の特徴に合って、要は上流と下流を結びつけて製品デザインを変えることができる手法であれば構わないというのが、基本的なスタンスだったんです。ところが、日本のEPRの議論というのは、なぜか知らないですけれども、EPRありきみたいな形の議論がすごく進んでしまって、EPRが金科玉条の原則のような形で話が進んでしまっているんです。つまりあたかも法原則のような、さっき田崎さんが言っていた責任で言うと、法的責任のライアビリティーと同じような感覚で話が進んでいるんです。

でも、私は法律学者なのでライアビリティー（賠償責任）、いわゆる故意または過失によって負わなければならない金銭的あるいは物理的な賠償責任と、レスポンシビリティー、いわゆる道義的も含めた社会的責任というのは、これは厳然と区別されるべきものなんです。レスポンシビリティーはCSRのRと同じような形で、要は最適化、社会のよりよい方向を目指してその者、今回の場合は企業ですけれども、が果たすべき責任というはどういうものかということで、これは決して法的責任とは異なるてくるということになるかと思います。それでは、スライドの準備ができたよなのでお話をさせていただきたいと思います。

EPRの議論のための話題提供ということで、私の問題意識としては日本のEPR、今の容器包装リサイクル法のシステムの中で、機能しているシステムと機能していないシステムの見きわめというのが必要なんだろうと思うんです。うまくいっているシステムは残しながら、問題があるシステムを改善していくというアプローチが、EPRを検討しながらしていく必要があるでしょうということです。そうすると日本のEPRシステムの評価を定量的、定性的にまず行う必要があるんだろうと、うちの今の容器システムの中で何がうまくいっていて何がうまくいっていないんだろうかということを、やっぱりやっていかなくちゃいけない。そのときの評価の視点は何だろうかと、どういう項目立てで評価をしていけばいいんだろうかということを、考えていく必要があるんじゃないかというのが第2の問題意識です。

第3の問題意識は、日本のEPRの今後の展開ってどうなっていくべきなのかという話だと思います。EPRは各国で展開していますが、技術革新、イノベーションに役立っているのか、発生抑制に役立っているのかどうかというのは、まだまだ議論の余地があるということです。それからいわゆるCSR、さらにそれを発展したCSVとEPRの関係はどうなるんだろうかということと資源政策との関係は、どうなるかということも考えていかないと。ある意味EPRは製品政策です。でも、それが資源政策に組み込まれていったときにEPRは、今みたいな形でもいいのかどうかというのは、今後の議論としてはあり得ると思うんです。先ほど田崎さんがおっしゃったように、議論の前提としてレスポンシビリティーとライアビリティーの違い、それからEPRの最初の導入のときに、自主的指標なのか強制的な指標なのかということもかなり議論されていました。そこをどっちを適用していくと違いがあるのかというのもあります。

現在、多くの国では規制的な手法としてEPRが機能しています。OECのこの間の国際会議でも幾つかの国が発表していたんですけども、CSRという形で自主的なものをやっている一方でEPRは、規制的な形で法律とかそういうものできちっと枠組みをつくってやっていますという説明をしている国が多かったです。これが正しいということでは全然ないんですけども、そういうふうに実際の活用としては、むしろ規制的な形でがちっと枠組みをつけてEPRをやっている国が結構多いというのは事実だと思います。目的、機能、役割というのも押さえる必要があるんだろうと。

まず考えていかなくちゃいけないのは、容器包装廃棄物の特色としては、非常に短いライフステージということなんです。家電とか自動車とかに比べるとすごく短いということになって、それでその結果というか、すごくデザインがシンプルなので、家電とか自動車みたいに複雑なデザインということではないので、すごくDFEへのつながりが薄いというか、ある程度しちゃったらもう効果がないといいますか、ある程度肉薄化してしまったら、もうこれ以上はできないという部分は、それは家電とか自動車とはちょっと違うんじゃないかなという気はします。

それから全体量の少なさというのは、産業廃棄物含めて考えていったときに、何だかんだ言いながらも家庭廃棄物の総量的なものというのは少ない。そうすると、これは私の基本的な考え方なんですけれども、どこまでコストをかけてどこまでリサイクルしていくのかということを考えたら、全世界的な全体的な廃棄物の世界からいいたら、それほどやる必要はないのじゃないかという気持ちはどこにあるんです。

ただ、この下の5に行っていますけれども、でも、容りのリサイクルというか発生抑制とかいろいろなことをEPRはやっていかなくちゃいけないのは、非常に市民に身近な素材で普及啓発的な意義がすごく大きい。これを費用換算してみるとことがすごく重要だと思うんです。つまり消費者が分別排出をしているということが、どれくらい地球環境に向けて消費者の意識を変える契機になっているのか、なかなか家電ですか自動車だと、そこまで自分たちの行動が地球環境に役立っているとかはちょっと意識しづらい。でも、身近な分別排出ということによる環境教育の意義というものは、これはこの容りのEPRの効果として、ベネフィットとして、費用換算してみるべきなんだろうなと思っております。それから非常に多数の関係者が関与している。プレーヤーが多数でしかも小規模のプレーヤーがすごく多いというそういう容りの特徴を考えたときに、EPRはどうあるべきなんだろうかということです。

これもすごい字が小さくてすみません。日本の容りシステムの特色としては、家庭から排出される廃棄物が中心で事業系廃棄物は対象外ということです。これはドイツ、フランス、ベルギーも同様なんですけれども、イギリスとかそういうところでは事業系が結構メインになっていますんできれいなものが集められる。もともときれいなものが集められている中でリサイクルしていくという中で、もともと汚いものがすごく入りそうな家庭系の中である程度のレベルを維持できるようなシステムをつくって、今の段階で消費者の頑張りによって物すごく高品質なものが集まっているというのが、日本の容りの大きな特徴だと思うんです。

あとは自治体が手を挙げる方式で自治体ごとに回収素材が異なっている。これもあと回収システム、やり方が異なっているというのもあれだと思う。それから非常に広範な対象物です。これは国にこれだけ広く対象をやっているのはドイツくらいだと思います。全ての容器包装廃棄物が対象、ドイツ以外では余りない例だと思います。それから8素材がリサイクルマークをついているということなんです。しかし、このリサイクルマークと自治体の回収計画とが一致していない結果として

混乱が起きているという、よくラベルがわかりにくいとかという話の混乱というのは、素材ごとにリサイクルマークをつけていて素材に明記しているけれども、それが結局自治体の回収ルートとマッチしていないために、せっかく分けたつもりなのにリサイクルされていないとかいうことが出てくることがあるかなと思います。

日本の容りが何でこんな役割分担をやってきたのかということになると一番大きいのは、消費者分別排出の歴史があるということだと思います。これはほかの国でも少しはあるんです。聞いていると、小学校のときにサッカークラブでやっていたとかとベルギーの人とかも言いますけれども、日本みたいにある意味婦人教育と密接に関連しながら自治体の回収が、これだけ体系的に長い歴史でつくられている国というのはないと思います。その中でアルミスチール缶ですとかそういったものがまずつくってきた歴史の中で分別排出がある。

既にシステムが構築されていてこのシステムを、私は容り法の最初の審議からかかわっていたんですけども、基本的な発想としては、このシステムを生かしながらEPRという概念をどうやって入れていって、事業者に役割分担をどの程度させていくのかというのが、そもそも議論のスタートでした。ですから先にこういう既にあるシステムが、バージン価格の上下によって崩れてしまうのはもったいないと、なのでEPRを入れることによって何とかこのシステムが維持できるようなものにしていきたいねと、そこの中で事業者のあり方はどうだろうということになると、どうしてもパーシャルな部分にならざるを得なかった。

前の改正のときに批判があった、要は自治体が一番費用負担をしていくという部分にならざるを得なかったのは、消費者と自治体が既に密接な関係を持って、ある程度窓口があつて回るルートがあった、それを生かしていく事業者に責任をというところになる。結果として高品質な素材の分別と関係者間の連携というのは日本のEPRはできたのかなと、容りの場合はできたのかなというふうに思っております。成果としては企業の軽量化と薄肉化の努力とリサイクル率の向上、参加自治体の増加、高品質な素材ということができたんだろうなと思います。

これから先どうなっていくのかと、ここから手元にある資料に戻りますけれども、これから先どうなっていくのかということを考えていくと、OECDの2001年のガイダンスマニュアルではEPR何て言っていたかというと、製品に対する物理的及び、または財政的な生産者責任を、製品のライフサイクルにおいて使用済みの段階まで拡大することで、この特徴は2つに分けることができます。つまり物理的及び財政的な、全面的または部分的な責任を地方自治体から上流部門の生産者へ移すこと、環境配慮型の製品設計を行うように生産者に動機を与えることなんです。下流と上流をある意味シフトすることによって、上流と下流とのサプライチェーンがクローズになっていくというのが、まず1番目のところだと思うんです。

2番のポイントなんですが、環境配慮の製品設計を行うように生産者に動機を与えることと、これがEPRの1つの大きな特徴なんですけれども、日本の容りのようにある程度DfEが達成されちゃった後には、日本のEPRは何を目指していくんだろうかということは、すごく皆さんで議論していくなくちゃいけないと思うんです。これ以上デザインを変えるというか、生産者に責任を負担させても、デザインへのインセンティブにはもうきかないという中で、日本のEPRとして私たちは何を目指していくのかということになると、私の考えを言うと、発生抑制ということに当然なっていくわけですし、それは結局、消費者の行動変容ということを、社会全体で日本のEPRにおいては考えるべき次の段階に行っているのではないかという気がしています。

ガイダンスマニュアルのほうの目的としては、このガイダンスマニュアルはEPRの問題点及び

便益、有効なEPRプログラムの確立の必要に関する情報を、各国で参考にできるように整理しましたと、だけど、これだけじゃないんですよということはOECĐは何回も言っています。規定するものではないという形で言っています。ガイダンスマニュアル制定経緯というのは、これは後で見てください。最初からどういうものがあるのかとかやりながら、法的なものとか、どこまで実施できるのかという枠組みとかそういうのをずっとやって、報告書も6本出ているということです。整理してみたんですけども、ちょっと細かいので。

EPRの目的ということは、ガイダンスマニュアルによれば資源利用削減、廃棄物の発生抑制、環境に配慮した製品設計、持続可能な発展を促進するためのループのクローズド化、この4つに絞られると思うんです。そうすると3番がもう余りきかないところになると、1、2、4のところに、どうやって日本の容りのEPRというのを考えていくのかなということが、必要だと変わつていかなければ。

この責任モデルについては、EPRを実施していくためには最終責任か共有責任か配分責任かと、いろいろな責任のやり方がありますよねということなんですねけれども、配分責任は本当にばっちばっちと分断していくんですけども、いわゆるシェアド・レスポンシビリティー、日本型のと言わわれているのは共有責任ということになるんです。消費者と事業者と自治体が、それぞれのレスポンシビリティーを負っていくということになる。

これは田崎さんがOECĐの会議のときにワーキングペーパーでも話をしていたんですけども、共有責任というためには共有の目的を持っていくなくちゃいけない。これはすごく重要なことです。私たちはEPRの次の段階に何を目的として何を目指しているのかということを、消費者と事業者と自治体で共有しなければ、それは単なる配分責任になってしまいます。アロケーションということになってしまいます。あなたはこれだけやりなさい、これだけやりなさい、それが経済的効率性だからと。でも、やっぱりシェアド・レスポンシビリティーというためには、共有のゴールを目指す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

これは別のガイダンスマニュアル、次のOECĐの報告書の中で、今機能している各国のEPRが有効であるかどうかというのを、2005年に出された指針なんですねけれども、それを見るためには7つの視点から見てみましょうということで、今、容りのシステムは環境的な有効性はありますか、環境負荷削減効果はありますか、経済効率性はありますか、廃棄物削減コストの効率化というのはなされているでしょうかと、それから管理コスト及びコンプライアンスコストというのはどうぐらいいかかっていて、行政コストみたいなものはどれくらいかかっているのか、それから総収入、自治体等の費用削減による支出の減少、廃棄物埋め立て減少によるプラスのところはどうなってきているのかということと、広範囲な経済効果、経済成長、雇用拡大等、これは日本は余りこの話はしないんですけども、OECĐの会議ではヨーロッパの人たちはこのことを、特に北欧ですとか南欧なんかは、雇用拡大効果というのを物すごく強調されています。

それからソフト効果、消費者の理解や行動や環境への影響、私はこれはすごく日本の場合は重視すべきだと思っているんです。行動を変えるために、実際に意識を変えるためには実際に行動してもらうことが必要で、そのためには分別をやってもらうシステムというのはすごく有効だと思います。それからダイナミックな効果及びイノベーション、つまり技術革新みたいなものにつながるかどうか、つながっているかどうかと、この7つの視点で各国のEPRの評価というのをしてみたらどうかというのが、2005年のワークショップで出された7つの視点で、私はこれを見ていくというのはすごい、こういう視点から日本のEPRってどうなんだろうということを見ていくことは、必

要なんじやないかなと思います。

今後の作業への提言、これは2005年のワークショップで提言されて、今でも当たると思うんですけれども、EPR評価をより適切な方法論でやっていくためには、川上の処理コストがどれくらいかかっているかということの算出が必要だろうということと、汚染防止や環境リスク回避の定量化、それからDFE効果、リサイクル率の変化の限界コスト、家庭コストの評価というのも必要だろうということになってきます。

家庭コストの評価、これはすごく重要だと思っているんです。実はどの国も実際消費者が分別にかけている時間をコストの中に入れていないんです。効率的なというふうに言っていて費用対効果で事業者にはこんなにかかっています、自治体にはこんなにかかっています、だけど、消費者も物すごくかけているんですよね、実際には。その上で成り立っているシステムなんで、やっぱり消費者の労働も何らかの形で入れた上で考えるべきなんじやないかなというふうに思います。

EPRの適用の拡大というのは今1つすごくふえてきているわけです、各国で。EPRの対象製品がどんどんふえてきている。カナダですかスウェーデンですかというの、家庭用ペンキですか溶剤、医薬品とか、家庭からの有害廃棄物、アメリカでもそうですけれども、有害廃棄物にEPRというのは結構大きな流れになってきています。殺虫剤ですかそういうものについてということです。

あとは問題のある製品群にEPRを適用する。子供用玩具とか建設資材なんかも議論になっています。子供用玩具は口に含むと危ないということもあります。どうするかという話もあります。

それから新しいビジネスモデルという型でEPRを考えよう、例えば機能だけを売る、レンタルという形の展開と、EPRの発展的な機会というのもあるんじゃないかというような形が、東條さん、リンクヴィストさんの2006年の論文の中に、EPR適用の拡大としてはこういうパターンがありますよねということが提示されています、ご参考までに。

責任のタイプ、さっき言ったようにレスポンシビリティーとライアビリティーの違いを考えていたときに、レスポンシビリティーの中で、上のほうが責任のタイプとしては賠償責任（ライアビリティー）、それから経済的責任、やっぱり私が何度も強調しているように、企業にとって情報提供責任というものを果たすということも、EPRの中に入るんだというふうに思っております。これが消費者の行動を変えていって、次のEPRの適用としてはあり方としてはあるんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、今後のEPRのあり方として考慮すべき事項としては、容器包装の特性を考慮すべきなんだろうということと、日本みたいにある程度システムが確立している、私はここまで消費者の分別が徹底されていてきれいに分別されているものというのは、壊してはもったいないと思うんです。私も10年ほど前は、大きなソーティングセンターをつくって、がーっと効率的にやればいいとか、あるいはリサイクルできるものだけきちんとやりましょうみたいな、そういう発想だったんですけども、ここ10年ぐらいいろいろな自治体を見せていただいていますし、リサイクラーの方を見せていただいて、例えばその他プラでこれだけのものが普通の家庭から集められて、自治体でまず第1次で集められてもこれだけきれいなものというのは、各国見てきましたけれども、本当にないです。これはもったいないという気持ちがやっぱりどこかにはあるんです。だからある程度このシステムが確立している中で今後のEPRはどうあるべきかということです。

それから消費者の行動変容がキーになってきている社会だということなんだと思うんです。どうやって過剰包装、石川先生たちがやっていらっしゃるプロジェクトのように、過剰包装をやめさせ

るのか、要らないと言うのか、リサイクルされたものを購入するのかということを考えていかないと、システムができている中で、次のEPRというか次のステップにはなかなか行かないということです。

じゃ、製造者に、循環経済に向けてこういう今後のEPRに向けて役割を担わせるためのインセンティブは何か、まさに田崎さんがおっしゃったように、製品設計を変えるというインセンティブがもうある程度なくなってきた後、事業者に役割分担をさせるためのインセンティブは何か、どうやってEPRとして役割分担させていくのかということを、議論していかなくちゃいけない。そこでレスポンシビリティーとライアビリティーの違いになってくるんですけども、まさにCSRとCSVとEPRとの関係というのが問題になってくると思うんです。企業が社会的責任の一環としてある部分EPRを果たしていくという展開が、一番企業を巻き込んでいく中ではインセンティブとして働くんではないかなというふうに思います。

時間になりましたので、すごい駆け足ですけれども、以上で終わらせていただきます。

石川座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日、事務局のほうで議論に役に立ちそうな資料を準備していただいておりますので、資料の5と6をご説明いただきます。

長野室長 今、EPRの理論につきまして先生方からお話しいただきましたので、実際EPR理論を先駆的に取り入れているヨーロッパの現状を、先般調査をいたしてきました。概要を簡単に報告いたします。

資料5をごらんください。ドイツ、フランス、ベルギー、オランダの4カ国に対して、日本の容器包装リサイクル協会というような義務履行機関に対して調査を行いました。調査の結果の概要でございますけれども、総論といたしまして先生方からもありましたけれども、EUで統一されているEPR規則はなく、各加盟国に裁量があるということで、それぞれの実情や経緯を踏まえて異なる役割分担・費用分担が行われているということでございます。

大変印象的だったのは、それぞれ皆様、どこまで費用をかけてリサイクルをするのかということがございまして、社会全体でのコスト削減というのが共通の課題であったということでございます。また、分別収集、選別に係るコスト削減ということでございまして、いずれの国も分別収集の区分、裏面に各国の一覧表をまとめておりますけれども、見ていただければわかるように、先ほど織先生も言いましたけれども、日本はきっちり8素材に分けつつあるということでございますが、各国、容器包装リサイクル法の対象の分だけ分けて一括収集をして、ソーティングセンターで選別するというようなことをやっていて、非常に日本とは特性が違うということでございます。このソーティングセンターの大規模化ということでコスト削減を図っているというのが、ドイツでございます。また、フランス、ベルギー、オランダというところは、自治体の効率的な分別収集を進めるということでコスト削減をやっているところでございますが、その正確な標準的なコストを設定するというのは非常に困難というふうに聞いております。また、自治体の収集業務の効率性ということで、義務履行機関が関与するというのには限界があるというふうに見てとれまして、フランスでは制度の変更というのも検討しているということでございます。また、リサイクルに関するコスト削減ということでございますが、ドイツでは、リサイクルに向かないものは選別残渣を含めて熱回収をということでコスト削減しています。

また一方、リサイクルの収益というのは特定事業者に還元されておりませんで、ただ乗り事業者がDSOの場合ですと50%ということで、非常に増加しているという現状がございました。また、

フランス、ベルギーでは、プラスチックは有価取引されるものだけに限ってリサイクルをしておりましてコストを削減していますし、ベルギーでは、自治体と事業者が協力して住民へのコミュニケーションということでコストを削減しているということ、また、フランスでは、事業者が払うライセンス料に環境配慮措置による減額とか増額といったものを進めているということでございます。

所感でございますけれども、織先生からもございましたように各国それであるということで、単純に日本のとは制度もシステムも違うと、特に消費者の特性が異なるということでございました。また、自治体が業務をして費用を事業者が負担しているという国があるわけでございますが、なかなかそれに関与するというのが原則なんですが、限界があるというところが見てとれています。

また、日本は本当に世界トップレベルの分別排出ということでございまして、これを後退させるようなソーティングセンターの導入というのは、日本での合理性は疑問ではないかというふうに思いました。また、今の自主的な取り組みを含めて日本型のＥＰＲということで、欧州各国に受けをとらないリサイクル率が達成されておりまして、各国のコスト削減のいろいろな取り組みを参考に日本でも、それぞれの役割分担や主体間連携のもとでさらなる社会コスト削減というのは、可能ではないかと考えました。

また、続きまして、資料6をご説明させていただきます。前回産構審、中環審の合同会合で、参考資料の2に入れておりますが、自治体の分別収集、選別保管費用が全国推計で約2,500億というふうに提示されております。ただ、個別の自治体の実態はどうなのかというところにございましては、資料がございませんでしたので、私どものほうで昨年、三菱総研のほうに委託いたしまして、一般廃棄物会計基準を入れているところ、これは非常に実際としてはまだ少のうございますが、これに基づくコスト分析をしている自治体のうち結果を公表している自治体に関しまして、また、その中でも容器包装の分別を行っている自治体の詳細なデータを分析してみました。非常にサンプル数が少ないんで統計的な意味を持たないという前提でお聞きいただければと思いますが、めくっていただきまして2ページ、それぞれ自治体の大きさであったり収集量というのは差がございます。

また、3ページでございますが、分別排出の仕方も、戸別収集をしているところもあれば集合で集めているところもあったり、収集の頻度というのも違っているというところでございます。

また、4ページになりますが、収集運搬の形態でございまして、直営だけというところはございませんが、直営が残っているところが3つございます。委託だけにしているところが多くなっているということでございますし、また、有料化の取り組み状況は、半分程度導入しているところとしていないところが分かれるという状況でございます。

また、5ページになりますけれども、選別保管の形態につきましては、直営だけでやっているところが4自治体、委託をやっているところがそれ以外ということになっております。また、選別残渣の発生でございますが、自治体レベルで消費者から回収してきまして選別残渣というものがどの程度かというところでございますが、こちらは非常に幅がございまして、容リプラですと2%から41.5%まで幅があります。ペットボトルも、全く残渣が出ないゼロ%のところから31%ほど出てしまうというところもあります。

また、6ページになりますが、それぞれの分別収集、選別保管のコストをキログラム単位で比較させていただいております。これもいずれもばらつきがそれぞれございます。特に(2)の自治体Aのペットボトルはマイナスになっておりますが、これは日本容器包装リサイクル協会からの有償入札の拠出金を算入していると、一般廃棄物会計基準ではそれは入れないということになっていませんで皆さんプラスになっておりますが、ここはマイナスになっているというところで参考値とい

うことでございます。実際にはこれにペットは今大体キロ20円ぐらいで有償入札されているということですと、これよりも減ってくるのかなというところが見てとれます。

7ページ以降は、それぞれ収集の処理単価等に相関がどのようにあるのかというものを、要因を分析しております。もちろん統計学的な意味は持ないのでございますが、参考ということでお聞きいただければと思います。収集の箇所と運搬に係るコストに関しましては相関はなかったと、それぞれいろいろあるということでございます。

8ページでございますが、単位面積当たりの収集箇所数と運搬のコスト、これにつきましては、ペットボトルにつきまして一定の傾向ということでございますが、単位面積当たりの収集箇所数が多いほうが処理単価が高いという傾向が確認しております。

また、9ページでございますが、収集運搬形態と処理運搬に係るコストということで、これは全部委託の場合は100で直営のまじっている場合は50という、大変簡単な割り当て方ではございますが、傾向を見るためにやっております。委託の割合のほうが多いほうが、このコストは減少するということでございます。

また、10ページは、残渣率との関係を見てみると、いずれも残渣率が大きいほうが、当たり前でございますが、資源化に係るコストが増加するということでございまして、残渣率の幅が各自治体ともございますので、まだここにコスト削減の余地があるとも言えると考えられます。

また、11ページでございますが、選別保管の形態と資源化のコストの関係、これも委託の割合のほうが、プラスチックにおきましては委託が多いほうがこれは減少するということでございまして、いずれもまだサンプル数も少なく分析が深まっていないということではございますが、それぞれコスト削減の余地というのは、こういうふうに見ていけば全体2,500億円と出ている中でもばらつきがあるということでございますので、そういうことがうかがえるかもしれないということでございます。

以上です。

石川座長 どうもありがとうございました。

それでは、両先生からのご講演と事務局からの資料の説明をさせていただきました。

まず、議論に入る前に、ご講演及びご説明いただいた内容に関してクラリフィケーションという意味で、意味がわからないとか聞き逃したとか、もしそういうことがございましたらご質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、マイナーな話かもしれないんですが、織先生のご発表で容器包装廃棄物の特徴として量が少ないという話があったんですが、何と比較して少ないということでしょうか。

織委員 産業廃棄物も含めて考えていったときに、全体のボリュームを廃棄物全体で考えていたら、多い多いと言われているけれども、それぐらいだったら産業廃棄物をきちんとやったほうがいいんじゃないのかという発想です。

石川座長 わかりました。私は家電と比べれば多いのになと思ったんで、産廃と比較してという意味ですね。はい、了解です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議論に入りたいと思いますが、まず大変大きな話でもありますので、それとこれまでの議論も踏まえたほうがいいんだろうと思いましたので、資料の4に私のほうで、これまでいろいろご意見をいただいた中で役割分担とか拠出金制度も含めてですが、現在の我が国の容り制度に関する論点、大きく3つぐらい議論のネタとして整理してみたんですが、内容、それから表現その他ご

異論もあるかもしれません。これを見ていただいて、もしこれでよろしければ、この論点の順番でまず議論させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まずは大きく3つに分けて、現行の役割分担・費用分担を変更すべきかという点についてご意見があったと思います。それから自治体及びリサイクラーの選別作業の一体化を図るべきかどうか、これはさらにもう少し具体的な提案についてどうでしょうかという論点です。それからもう一つは、制度としては合理化拠出金制度に対する評価というのがありまして、これを変更すべきかどうかということも一つの論点かなというふうに考えています。もし本日さらに議論すべき別な論点があるということでしたら、この場で出していただければ時間配分も考えたいと思います。いかがでしょうか。

鬼沢委員、どうぞ。

鬼沢委員 今まで役割分担と費用分担がイコールずっと議論されてきたと思います、当然そうなるとは思いますけれども、そうなると常に誰が何をするかという話であって、先ほどの情報提供いただいたお2人のお話の中にもありましたけれども、情報的責任というのは、誰が何をするかというよりも連携して何ができる、そこで結果何を求めていくかということが、非常に大切になってくるんじゃないかなと思います。私たちは今まで情報的責任の部分では余り議論がされていなかつたんじゃないかなと思うので、役割分担・費用分担というふうにはっきり分担するだけじゃなくて、連携で何ができるしていくのかということを、もっと明確にしていくことが大切なんじゃないかと思います。

石川座長 わかりました。ありがとうございます。

あえてまとめるためにこういう表現になっちゃったんですけれども、情報的責任というのを明確に取り入れて、それを誰がどういう形で果たすのが適切かというふうな議論をするんであれば、第1の論点である種変更すべきだというふうなことで、変更内容については情報的責任を取り入れるんだという形で議論ができるかなと、ちょっとと思っておりました。それでよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

本田さん、どうぞ。

本田委員 この役割分担の議論の前に、資料5の2の(1)にありますように、EU各国ではリサイクル・リカバリー率目標というのが課せられて、その目標に対してどう役割分担してやっていくかという議論がなされています。日本ではリサイクル・リカバリー率目標も特にないどころもあります。また、リサイクル・リカバリー率の定義の問題については、ヨーロッパでは、容器包装の販売量に対するリサイクル量で率をカウントしているのに対して、日本では自治体が回収した量に対してのリサイクル量になっているので、定義と試算の対象に事業系一般廃棄物をいれるかどうかについての議論も必要ではないかというふうに考えています。

石川座長 ありがとうございました。

それは多分実際の1番目の論点なんかの中で具体化すると関係があると思います。ただ、目標を持つべきかどうかというのは、これは多分制度の問題でもあると思いますので、後ほど別途1番の中で意識してご議論いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議論に入りたいと思います。

まず最初に、現行の役割分担・費用分担を変更すべきかという論点につきまして、一応これまで出ておりました意見を、乱暴かもしれませんのが、まとめるところということになります。これにさらに鬼沢委員、本田委員からのご意見も先ほどから出でておりますので、それを考慮した上で皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

じゃ、大平委員、どうぞ。

大平委員 お2人の先生からプレゼンテーションをいただいたわけですけれども、この論点を論じるときの前提で認識されていないと思われるところが、2点あるんで申し上げたいと思います。

1つは、誰が費用負担すべきかというときに、費用は事業者と、消費者が税金で負担しているんですよね。決して市町村が自分で稼いでいてその資金を充てているわけじゃないんで、したがって市町村が使う金は誰がどういう形で負担したらいいかという議論であって、そのときに現在のように事業者と、消費者が税金という形で払うほうがいいのか、それとも製品を販売・使用する人が直接負担するほうがいいのかという制度の違い、これを論じるべきだと思います。

それからもう一つ、責任は、製品を変えることのできる者が負うべきだというのが、EPRの根本原理にあると思うんですが、その製品を変えるのは誰なんだろうかというところが、まだ議論されていないと思います。

私はメーカーの出身なんですが、我々メーカーのほうからするとメーカーができるのは、流通も同じでしようけれども、消費者に製品を提案するところまでしかない。提案した後それが受け入れられるかどうかというのは、それは消費者次第であって、ちょっと言いかえるとメーカーが製品を開発するとき、これは容器包装の改良も同じですが、消費者に受け入れられるかどうかということを確かめるために、事前に莫大な金と労力をかけます。各社調査部とか開発部とかいうところがあって、その会社の一番優秀な者をそこに投入します。これをもって市場に提案すればきっと売れるに違いない、我が社の利益につながるに違いないと思って市場に提案します。

そのときの心境は裁判を受けるのと同じなんです。消費者が裁判官なんです。我々は被告なんです。普通の裁判ですと裁判官は法律をベースに判決を下しますよね。この場合は消費者は、その人の持っている価値観、倫理観、そういうものをベースに判決を下すわけです。したがって最終的に製品を決めるのは消費者であって、その消費者が判決を下すときのベースになるのは、消費者の倫理観であり環境マインドである。したがってそこを変えない限り製品は変わらないというのが私の意見です。

石川座長 ありがとうございました。

大石さん、どうぞ。

大石委員 ありがとうございます。

今のご意見、私も大平委員のお話と同じで、費用は自治体が負担していると言いながら、その税金を払っているのは消費者だよな、と思いながら聞いておりました。それと同じように、事業者が費用を負担していると言いながら、もしかしたら最初から製品の値段の中にリサイクル費用が含まれていて、そこにも消費者は負担している部分があるんじゃないかなと思いながら聞いていました。

大事なのは、消費者が実際にどれだけ負担をしているかということではなく、今の大平さんのお話や、さっきの鬼沢さんのお話で出てきましたが、消費者は気がついているか、意識しているか、ということです。自治体の負担する費用は、自分たちが分別する、しないということで変わってくる、さらに、商品の値段の中にも関わってくるかもしれない、ということに消費者は気がついているのか。もし、意識しないまま、気分で分別する、しないと選択しているとすれば、そこには情報提供の必要性が出てきます。消費者が社会的なコストを考えて分別する意思が働くような情報を提供する責任というのは、消費者にも事業者にも行政にもお互いにあるのではないか、と思いました。

以上です。

石川座長 ありがとうございます。

百瀬委員、どうぞ。

百瀬委員 ありがとうございます。

現行の役割分担・費用分担をどうするかという中に、今まで評価されていなかった部分が小売業の役割の中あります。それは織先生がおっしゃったように、「消費者の行動変革を促す」というところです。例えばレジ袋使用をやめようという活動をし、そのことについて自治体、消費者と連携して進めたと、それは成果だったと思います。そこから消費者の行動が少しずつ変わっていったということとも言えます。例えばレジ袋を断った人が、車を買うときは電気自動車にしようとか、家を建てるときにはできるだけ太陽光発電や再生利用エネルギーを使いたいとか、そういうことが国民、私たちからはお客様、の心の中に入り、循環型社会構築に役立っていたと自負しています。しかしながら、この役割と成果に対する評価がされていません。

ぜひ、この役割を入れていただきたい。

それから回収方法についても、スーパーの店頭回収は、回収量の問題ではなく、消費者が使用済み容器包装をきれいにして、ゴミを捨てるのではなく再資源化するための持っていく意識を持ち習慣化する役割を果たしています。

また、先ほど大平さんがおっしゃったように、製品を選ぶということは消費者にとって投票するのと一緒に私たちを考えています。容器包装が環境負荷の少ないもの、環境配慮設計されたものを販売し、消費者が購入されることが、投票により選ばれた製品が売り上げを伸ばすことになります。そしてその製品に類似した製品が市場に多く出回っていくみたいなことがあり得たわけです。そういう役割についても、現行の役割分担・費用分担の中にぜひ入れていただきたい。

小売事業者のコストに入っているということを計算するのはとても難しいことですが、これらの役割に関わる成果を明示していただきたい。それは小売業にとって、3Rを進める原動力になっていくと思いますのでよろしくお願ひいたします。

石川座長 ありがとうございます。

大変論議が深くわかりやすく、かつ大事なところへ行っているように思います。

私自身のやっていることで恐縮なんですけれども、「減装ショッピング」といって値札の横に「これは容器包装の少ない商品です」と出すだけなんですけれども、それでもユニーさんとかダイエーさんのご協力でこれまでやってきたデータを見ると、実際消費者は動くんです。ということは何を意味するかというと、消費者が物を買う瞬間というのはごみを意識していないということなんです。意識したら変わるということは、やらなければ違う答えになっているということなので、これは大平委員からご指摘があったような、また、大石委員からもお話があったような、最終的には消費者が、消費者がというより消費ですからね。所得が消費しているという意味では当然出しているんですけども、そういう原理的な話と違って現実はといったときには、ウエル・インフォームド・ディシジョンにならない可能性があると、そのところは現実の問題ですね。これは改善の余地もあるし、その中では百瀬委員からあったように小売業の協力というのも決定的なんです。我々のやっていることに限定的ですけれども、これは小売さんが協力してくれないと絶対何もできませんから、そういう意味での貢献というのは大きいし、今後評価が必要ではないかなというのは私自身同意します。

それでは、梶井委員、お願いします。

梶井委員 ありがとうございます。

非常に難しいテーマですんで、食品メーカーからの感想というか考えを述べさせていただきたい

と思います。

費用だとか役割を見直そうとかいうお話が議論を今されている、この変更なりそういう議論をする際に目的は何なんだと、これが一番大事なんであろうと、田崎先生からも何回かお話がありましたし、やはり発生抑制につながると、これが一番の目的、大きな目的なんだろうと、私どもメーカーの立場になると容器に対する環境配慮設計を推進すること、こういうことにつながってくるのかなというふうに考えます。織先生からは、環境配慮設計もかなりきついところまで行き着いたというようなお話もありますが、我々は一つのテーマとしてずっと追っかけていることではあります。

その際に、我々の環境配慮設計の推進に対して推進力になるのは何なんだろうかと、こういうのを考えてみると、私たち食品メーカーにとっての使命はお客様に、要するに日々消費されるものですからお求めやすい価格で提供すること、今のように特に資源価格とか原料価格が高騰してきますと、ますますそのためにはせい肉は落としていくと、これが非常に重要な課題です。ですからそちらのほうのインセンティブが非常に大きいなというふうに思います。

よく存じ上げませんが、容り法導入当時は、一つのきっかけということでそちらに目を向けるということも、そういう点もあったかもわかりませんが、今はそちらのインセンティブがしっかり根づいたんじゃないかなというふうに考えています。かなり織先生がおっしゃるとおり苦労している点はもちろんありますが、そちらのほうでインセンティブが一番大きいんじゃないかなというふうに考えます。

ただ、それだけではありませんで、まだこれから必要だと思うのが2点あります。1つは、これはメーカー側、事業者側の課題ではあるんですけども、「い・ろ・は・す」みたいなあいう画期的な新たな技術力、これは包材メーカーさんと我々事業者が一緒に突き進む。でも、これは事業者側の課題。

もう一つ大きいのは、今非常に議論されており、この場でも議論されています主体間連携によって生み出すことと、こういうことではないかなというふうに思います。例えば前回も少し例を挙げさせていただきましたが、わかりやすい例ですんで、食パンの袋はとめ具があつて上にのり代があります。でも、この利便性ということでこれは機能が1つあると思うんですけども、それが本当にお客様にとって必要なのかどうか、ですから石川先生がおっしゃったようなそういう場でもあるでしょうし、こういったことを我々事業者と市民の方々、それから自治体の方も含めて一緒にコミュニケーションを図って答えを出していく、こういうことがこの先必要なことじゃないか、それから情報的責任だということを我々はどうやって果たすんだというあたりも、一つの解になるんじゃないかなというふうな感じがしております。

前回のこの会合でも話題になりましたコンソーシアムをつくってみたらどうだとか、ああいう場もできたら我々もっと活用して、そういう情報責任も果たせる、それからコミュニケーションも図る。結局、もし環境配慮設計をすごく突き進めて、お客様にそれが伝わらなかつたら商品選択にもならないわけですし、そういう場をもっと活用していくことが大事なのかなと、そういうところに向かっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

石川座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

三富委員、どうぞ。

三富委員 ありがとうございます。

容器メーカーとして役割分担の一つ、今、お話がありましたような環境配慮設計に関してです。

先ほど織先生のお話の中にもありましたように容器包装というのは非常にシンプルな構成であると言われております。具体的には例えば金属缶で言えば2ピース缶、3ピース缶という表現がございます。これは部品の数を示しておりまして、2つのパーツで製品をつくっている、3つのパーツで製品をつくっているということになります。家電あるいは自動車の部品点数というのはどのくらいでしょうか。よく知りませんが、数百、数千だと思います。こうした製品と容器包装は全く比較にならないぐらいの製品でございます。

その中で環境配慮設計を盛り込んでいかなければいけない。ただ、必須となる安心・安全、また、機能性、ユニバーサルデザイン、あるいはコスト、こういったところを踏まえ担保した上で、原材料調達段階、容器製造、輸送、使用、廃棄、リサイクルと、こういった各種の段階での環境配慮設計を盛り込むことになります。したがいましてかなり難しいところがある。正直申し上げますと、もう限界に来ているのではないかと思っております。

ただし、これは事業者の役割として進めていかなければならぬ。それにはどうするかというと、先ほど来お話が出ていましたように、今以上の消費者の方の意識改革、消費者のニーズが全てを決めるというお話もありましたけれども、それがあると我々も、新たな今手をつけていない部分の環境配慮というもののアイデアが出てくるのではないかと思います。そういったことで我々の役割として現状の廃棄物リサイクルの責任、これとともに消費者の意識・行動変革につながるような情報発信、これを各主体と連携していくことが、これから企業の最大の使命だと個人的には思っております。

以上です。

石川座長 ありがとうございます。

本田委員、それから二村委員の順でお願いします。

本田委員 論点で挙げられている2番目の、自治体及びリサイクラーの選別作業の一体化を図るべきかという点でございます。まず自治体の……

石川座長 ちょっと待ってください。論点の2は後でまた別途時間をとりたいと思いますので、1で何かございますか。

じゃ、二村委員、お願いします。

二村委員 1の論点のところで、先ほど百瀬委員から発言いただいたことを、私どもも本当に同じような立場で日々感じております。つけ加えて思うことですが、こういった制度を考えるときにより多くの人が参加ができるということは、非常に重要だと考えています。消費者も一律ではありませんので、細かく分別をしてきちんとされている方、あるいは生協だとかいろいろなお店に自分で洗ってきちんと持っていく方もいれば、そうでない方もいらっしゃる。事業者の中でも特定事業者ということで何らかの形で義務を果たしていたり、あるいはできるだけ容器を削減するような努力をされている事業者もあれば、なかなかそういうところまで手が行かない事業者もあります。したがいまして、一律に義務化をしろということではなくて、制度設計をするときにより多くの方々、消費者なら消費者の中でもより幅広いライフスタイルだとか価値観の方についてカバーし得る、参加し得るような制度、事業者にしても、大きな事業者だけではなくて中小の事業者も含めて参加し得る、あるいはしやすいような制度ということも、視点として入れるべきではないかと思います。

私たちはよく「1人の100歩より100人の1歩」というスローガンを掲げますが、そういう形での制度の設計も重要ではないかと思います。この議論をするときにそういった視点についてもぜひ入れていただければと思います。

以上です。

石川座長 ありがとうございます。

それでは、片山委員、その後、鬼沢委員、亀井委員、平尾委員をお願いします。

片山委員 ありがとうございます。

現行の役割分担のところでございますけれども、我々事業者側からすると、納得できる分担というか比率であれば良いと思います。例えば先ほどの三菱総研さんが調査した結果の中でも、自治体が直営で廃棄物処理を行うケースと外部に委託するケースで大分コストが違ってくることもありますし、同じ廃棄物であっても家庭から出ると一般廃棄物で処理されて、お店から出ると産業廃棄物で処理しなければならないものが、同じ廃棄物として収集効率を上げることでコストを下げる事もできると思います。とにかく、今お金がかかっているから負担の割合を見直すということではなく、できるだけのことを行った上での見直しということであれば納得もできますが、まだ何か工夫ができるのではないかと思います。

以上です。

石川座長 ありがとうございます。

鬼沢委員、お願いします。

鬼沢委員 先ほど大平さんが消費者は裁判官だとおっしゃったので、そのことでちょっと追加で発言させていただきます。

やはり情報的責任の部分で、消費者が裁判官ではあっても、消費者は本当に知り得るべき情報を知った上で物を購入するという判断をしていたかというと、やはりそこが足りていなかったと私は思います。

メーカーの方からの情報発信は中身の情報がほとんどです。テレビのCMで流れてくる情報は、うちのこれがおいしいとかどうだとかという情報ばかりで、それ以上の環境性能の情報が果たして発信されていたかというと、まったく足りていなかったと思います。その環境性能の情報がどういう形で消費者に届いて、それが商品を選ぶ行動の変化になるかというところがとても大切であって、今までの役割分担や費用分担の話からはそれは出てこなかった話だと思いますので、環境性能と情報的責任をもっと議論していくことが大切なんじゃないかと思います。

石川座長 ありがとうございます。

大変大事だと思います。特に情報責任というと、私はちょっと感じていたんですけども、情報を出せばいいという、何かアリみたいな字で印刷されても困るんで、多分これは説明責任というのに近い概念で考えるべきであって、伝わってやっと意味があって、できれば行動変容までつながって評価されるというのが好ましいんじゃないかなと、ちょっとと思って聞いておりました。すみません。

それでは、どうぞ。

平尾委員 既に、鬼沢委員と座長がおっしゃったことと重なってしまうのですけれども、役割分担という意味では、やはり消費者の分別というところの役割だけが書かれていますが、石川座長がやられているご努力のように消費者の購買側での責任があるというところをもっと明確にすべきだと考えています。

それは先ほど座長や百瀬委員からお話をあったように生産者あるいは、単に同じ特定事業者にしかなっていないのですけれども、消費者に直接接する流通事業者は、消費者に直接に接するところでの役割というものは大きいと思うのです。ですからそこはしっかり役割を果たして来ていますし、今後も果たしていただきたい。これは、自治体についても同じだと思います。分別して回収するということだけではなくて、住民に対して適切な情報を伝えるという努力、これはやはり自治体の役割分担の中に組み込んでいただきたいと思います。

石川座長 ありがとうございます。

それでは、亀井委員、お願いします。

亀井委員 再商品化事業者の立場から意見を述べさせていただきます。

現行の役割分担・費用分担は、ぜひ維持していただきたいというふうに考えております。家庭から排出される一般廃棄物の収集というのはもともと自治体の役割でございますし、容器包装リサイクル法では、この市町村の収集ルートをうまく活用したから、数年程度の短期間で日本全国から年間約67万トンぐらい、この集荷が可能になったということを、我々利用する側からも高く評価しております。

ほかの収集ルートとして店頭回収なんかも有力なのですけれども、やっぱり相談する自治体によつては、ごみを集めるのは市町村の役割であるだとか、それから自分たちがつくったトレーなんかを集めるのはいいけれども、ほかの会社のやつは違いますとか、相当まちまちな回答をいただくところもありますし、それからスペースだとか衛生上の問題といったようなのがあります。先ほど言いましたように、トレーなんかのように種類を限定せざるを得ないということもありますし、非常に象徴的な取り組みとしてはいいんですけども、やっぱり量を確保するという意味からはあくまでも補完的なものでございまして、自治体ルートがやっぱりメインだと考えております。

また、役割分担と費用分担を別にするという考え方もあると思うのですが、実際に現場で事業を管理運営しているところが費用負担するのが、当然じゃないかなと思っております。それが費用削減のための工夫とか改善を、みずから実行するインセンティブになるというふうに思っております。まずはやっぱりその自治体でかかっている費用というのをもっとわかりやすく見える化をして、その上で特定事業者、それから消費者、自治体、再商品化事業者、それぞれがうまく連携していく、もっともっと全体の社会コストを下げる項目はいっぱいあるんじゃないかなと思っております。

石川座長 どうもありがとうございました。

織委員、百瀬委員、お願いします。

織委員 皆さんがあっしゃっているのにしごくどれも賛成で、追加的な話をさせていただきたいと思います。

何回も消費者と自治体と事業者の間のコミュニケーションの場をつくらせていただいたんですけども、結局は自分たちが何を担っているか知らなければ行動ができないというのがすごく大きいと思うんです。平尾先生が前になさったアンケート調査でも、なぜ環境配慮型行動ができないのかということは、コストも一番なんですけれども、2番目に、自分がやっていることが役に立つていいかどうかがわからないということがあるので、そこがきちっと事業者の方から情報を出すということがすごく重要なのかなというふうに思っております。

それでリサイクルの効率化ということで分別を効率的にするためには、容器の素材の機能ですか、何でペットはボトルとキャップを分けるのかとか、何でラベルを外すのかというのも、そのペットの特性とか素材の違いみたいなのを話すとすごいよくわかってくださるんです。ただ自治体の

ほうでリーフレットでこういうふうに分けなさいと言われるんじゃなくて、何でこういうことをやるんだということがわかると行動変容にすごくつながってくるんで、これは私はO E C Dの会議に行っていつもコミュニケーション、国際会議とか出ていてコミュニケーションがすごく重要で、コミュニケーションが行動変容を変えますと言うと、ほかの外国の方に鼻で笑われちゃうんです。消費者のは変えられないと、消費者を変えるのは経済だけだと、コストだけだと必ずおっしゃるんです。多分これは日本の特徴なんだと思うんです。日本の消費者教育の徹底がある。

それをさらに進めていくためには、事業者のほうで情報提供と抽象的に言うんじゃなくて、さっき石川先生もおっしゃったように、何を担っているのか、どうしてなのかというところまで含めて、そしてその費用負担をしていくという発想だと思うんです。それはお金がかかることなので、次のステップとしてはどういう形で情報提供していくのか、そのための費用負担のあり方を、自治体との今の分別収集とのコストのバランスでどうやって図っていくのかという、そういう具体的な金銭負担の議論にもなっていくのかなというふうに思います。

石川座長 ありがとうございました。

それでは百瀬委員、それから大平委員、お願いします。

百瀬委員 2つあります。1つは消費者教育を役割分担の中にきちんと入れていただきたいということです、それは生産者や自治体だけではなくて、学校教育も含め入れていただきたい。

なぜかといいますと、弊社でもバイオマスプラスチック製品の普及ということで、2006年からバイオマス・ニッポンの事業として採用されました。その企画で鶏卵パックをバイオマスプラスチック製にしました。そしてバイオマスプラスチック製容器包装使用が環境負荷低減に繋がることを徹底的に店舗で子供たちに教えました。そうしましたところ、その製品の売り上げが上がったのです。もちろん中身の鶏卵も良い商品です。でも、消費者に、特に子供たちに、このプラスチックはバイオマスプラスチックなんだと、従来の石油由来の容器より環境にいいのだということを説明することによって、買い物行動が変わったのだと思います。子供たちがお母さんや家族の方たちみんなに一生懸命言つたんでしょう。メーカーも小売も売ることは正しいことなのです。売れるということは消費者に選ばれたと言うことですから。また、こうした環境配慮商品の販売による環境負荷の低減につながるということが、売り上げ向上と決してイコールではないにしても必ずや関係はあると思うんです。

ですから正しい情報を伝えるということ、それを教育も含めてこの役割の中に入れていただきたいこと、それが1つ目です。

2つ目は、消費者が行動変革する情報は何か、それをどのような形で公開すれば効果が向上するのかを、この法律に加えて欲しいのです。例えば、スーパーマーケットでは店頭回収のリサイクルボックスの前に、「回収容器包装はリサイクルして何になります」という情報を、リサイクル製品の展示などわかりやすく、消費者に提示しています。この牛乳パックはトイレットペーパーになりますとか、このプラスチック製品はこのベンチですとか、こうした具体的な情報で、消費者の行動は変わるので。 「あなたが持ってきたものが役に立っている」ということや、「バイオマスプラスチックを使うとCO₂が削減できる」とか、自分の環境行動が、地球環境に貢献しているんだということが明確になれば消費者は行動変革できるのです。

その情報を製品に付けるのはとても大変なことだとは思うのですが、今は製品に書かなくていろいろな情報のとり方があります。ただ、こうした情報提供が今まででは企業のC S R、社会的責任としてやっていたのですが、これらの情報提供に公的な意味を持たせてはいかがかと思います。そ

のことによって消費者は容器包装リサイクル活動に積極的に参加するし、また、最終製品を積極的に購入するという形になるのではないかと思います。これは関係者のどこの役割にも入っていないのです、リサイクルのために誰がお金を払うのか、とか誰が容器包装使用量を減らすのかとかそういうことばかり入っている法律なので、ぜひ消費者の行動変革のために果たす役割は入れていただきたいと思います。

以上でございます。

石川座長 ありがとうございます。

それでは、大平委員、それから原田委員、お願いします。

大平委員 先ほど市町村の費用というのは自分で稼いでいるわけじゃなくて、事業者と消費者が税金の形で払っているんだということを指摘させていただきました。そのときに課題として、では、どういう仕組みで誰が金を払ったらしいのかということを、議論すべきだろうというふうに申し上げたんですが、どうもそういう意見が出てこないんで、私が言い出しちゃで一言申し上げさせていただきたいと思います。

O E C Dのガイダンスマニュアルは古典的な理論で、何を言っているかというと、事業者が費用負担をしてそれを価格に転嫁すると消費者の負担がふえる、結果として価格が上がるから消費者の買い控えが起きて発生抑制になると、こういうふうに書いてあるわけですが、これは全然マーケットの現実を知らないでできたんだと思います。

現実はどうなのかというと、メーカーが負担した部分はまず価格転嫁できないです。非常に難しい。なぜならメーカーが売り込むときにメーカー間の競争が熾烈ですから、1円でも安く売らんと小売店に買ってもらえない。もう一つは、仮に価格転嫁できたとしても、その価格が消費者にとつて影響を与えるような形にならない。

どういうことかといいますと、私はよく、あるインスタントコーヒーを飲むんですが、90グラム入りのジャーに入っていて、私の行く店では390円から590円の間で激しく変動するんです。1カ月の間にそんなに変わるんです。百瀬さんのところはどうかわかりませんが、よその店も比べてみるとそれよりは安かったり高かったりするんですが、結構動いているんです。そういう1つの店の中でも物すごく変動している。それからほかの店と比べて差が物すごく大きい。そういう状況の中で1円か2円E P Rのコストが価格に上乗せされて、消費者の選択にどれほどの影響を与えるだろうか。私がそのインスタントコーヒーを買うときは影響されないんで、よその消費者の方もそうじゃないかと思って。

ここでちょっと不謹慎なジョークみたいな話を申し上げますと、仙台に大きなお寺があって、政宗が戦争のときに防御のために建てたお寺だそうですが、面白いガイドさんが「これは樹齢200年の杉の木です」と言っています。その後がいい。「来年皆さんが来てもまだ200年です」と、先ほどの390円から590円の間で1円か2円上乗せしたときのことと通じるものがあっておもしろいと思って紹介しました。

以上です。

石川座長 大変熱心な本質的な議論をされているんですけども、ほかの議題もありますので、原田委員が最後の発言だと思いますのでよろしくお願ひします。

原田委員 すみません、これだけ事業者の方々がいる中できょうは川崎市さんがお休みで、私は自治体1人なんで立場的にはかなり弱いんですが、かなり我々も役割を大きく担っているところがございますので一言だけ。

限られた財源を公平でかつ有効に配分するのが、我々自治体の役割ということになっていると思います。その中で費用の負担感が大きいという話になろうかと思います。現に私どもの市でも、この容器包装、プラスチックを分別処理するに当たって、私ども15万人、7万世帯なんですかけれども、数億円の費用がかかってあります。消費者である市民の皆さんにも、当然、費用負担を含めて、求めているところでございます。

当市では、容器包装プラスチックを収集するに当たりまして、指定収集袋というものを購入いただいて、有料化をしているところでございます。

そういう意味で言いますと、市民の方々には、指定収集袋の購入という面と、それから分別をする手間という点、それから先ほども出ておりました税を投じて中間処理をするという費用負担もお願いしているところでございます。

先ほどから情報という点も出ておりますけれども、結果として、分別されて、私どもで一生懸命中間処理をしたものが、最終的に熱回収の処理をされているような実態があるということもございまして、この点につきましては市民の理解を得るのがなかなか難しいかなというふうに思っております。

そういう点においては、企業の皆さんには、ぜひ市民の皆さんをそういう最終的な資源化の場、工場見学等ツアーワーをしていただいて、そういう実態を知っていただく企画をぜひしていただければなというふうに思います。

それから費用負担という点において、中間処理のところで一つだけお話ししたいと思うんですけれども、先ほど申し上げた指定収集袋というのは異物扱いというふうに現状なってございます。したがいまして中間処理の段階では、指定収集袋、一生懸命抜かなければいけないという実態がございまして、この点については、ぜひ今後の議論の中に含めていただければなというふうに思います。

ありがとうございました。

石川座長 ありがとうございました。

ほかにもご議論あるかもしれませんけれども、もし最後に時間がありましたら、また改めて、いただきたいと思います。

それでは次の論点に移りたいと思います。

2番目は、自治体及びリサイクラーの選別作業の一体化を図るべきかという論点でございまして、この点、まず本田委員からご意見があると思いますので、本田委員からお願いします。

本田委員 論点2についてでございます。自治体のコストが、先ほどの参考資料2にも、その他容器包装プラスチックについては805億円という話がありまして、特定事業者の約2倍負担しているという現状がある中で、この自治体の負担というのは税金で、だから市民が負担しているんだという大平さんの意見もあるんですが、自治体も一般会計で賄っていますので、このごみ処理コストがふえると、福祉とかのほかの費用を減らさなきゃいけないという事情もあろうかと思いますので、こここの点の、自治体のコストをどうやって減らすかという工夫が必要ではないかと思います。

それで、論点2のところは一つの工夫の余地であるかと思います。これが、一つは自治体が分別基準適合物をつくるところまでが、今、義務になっていますので、そこを一つ緩和する手があるんじゃないかいと思います。

実際、我々のグループの企業でも、自治体さんの選別、圧縮梱包業務を工場の中で請け負っておりまして、わざわざ圧縮梱包をして、隣でまた解碎してという非常に無駄な作業もしておりますので、例えば、このような事例でも省けるところは省いて、自治体さんからいただくその選別圧縮梱

包業務というのは特にやらないでもいい状況でございます。たまたま引き受けている自治体さんは、異物が5%程度と、非常に程度のいいものでございますので、そういう条件つきで緩和するというのは一つの手ではないかなというふうに考えております。

それから、ソーティングセンターの議論もありますけれども、欧米でやっているソーティングセンターは、瓶とか缶とか、いっしょくたに集めてやるということが多いということで、それで、資料5にありますように、世界トップレベルの分別排出を後退させるんじやないかという議論があるんですが、ここは日本版ソーティングセンターとして、プラスチックごみだけを対象としてやることが非常に有効ではないかと思っております。

先日、容器包装リサイクル協会のホームページで発表されましたけれども、収率向上に非常にポテンシャルがある技術であると思いますし、欧米のようにベールを買って、ペレットを高い単価で売るというようなことになると、かなり低コストなリサイクルのポテンシャルもあると思いますので、こういった制度を入れるというのも一つの自治体のコストの削減になるのではないかと思います。

ただ、この自治体の選別の一環なくすという事例をつくるということは、役割分担の変更につながるおそれがあるんじゃないかなということで、特定事業者の方は猛反対されるんですけれども、例えば、自治体と再商品化事業者が、ケミカルも含めて、コンソーシアムも組んで、内容がよければ個別に容り協会と国が認めるという制度であれば、一つの効率化の事例がつくれるんであれば、個別に認めていけばいいということで、全てを、選別をなくすということではなくて、異物が少ない、一生懸命市民の方が分別している自治体に限ってとか、そういう条件をつけてやれれば、自治体のコストが少しでも減るんじゃないかなと思いますので、検討していただければと思います。

以上です。

石川座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

じゃ、亀井委員。

亀井委員 自治体及びリサイクラーの選別作業の一体化を図るべきかどうかということなんですが、そのさらに前段階として、自治体及び選別作業において、ベールをつくるわけなんですけれども、そのベール品質基準の見直しに取り組むべきじゃないかなというふうに考えております。

ベールの品質の基準を緩和することによりまして、今、やはり参加自治体が停滞しているところもあるので、そこがもっと促進できるようになればというふうに考えております。

再商品化事業者によって、再商品化工程での選別作業はいろいろ異なっていると思います。我々のところでは、全体の約3分の1程度をコークス炉化学原料化法で再生利用しているんですが、この方法では、ベールを破碎して、異物を主に機械選別で除去して減容成形を行っております。光学選別だとか、塩ビ類の除去とかいうのは不要でございます。

消費者が、ライターとか電池とか刃物とか、といった安全防災上、再商品化事業者の中で問題となるような禁忌品を絶対混入させないという条件なら、自治体ではベール化、運搬に必要ということで、円滑に効率よく運ぶということで、ベール化に特化した処理で十分かというふうに思っております。

ただし現状の実態は、月に1回ぐらい、ライターとか電池とかの混入で発煙しまして、ラインをとめて、消火栓で消しまくっているというのが実情でございまして、材料リサイクルをベースにした従来のベールの品質基準から、禁忌品の混入を非常に重視した評価の品質基準に緩和するという

のような形で、より今の現状の実力に合ったような基準に変更していくべきというふうに考えております。

以上です。

石川座長 ありがとうございました。

品質基準の変更は、その前に、論点1で原田委員からご提案があった収集袋、あれはきれいなプラスチックで問題はないはずなのに異物だというのと一体的に議論ができるような話かもしれないなというふうに思います。

また、亀井委員からのご提案というのは、合理性はあるんですけれども、多分それは再商品化手法ごとの優先枠だとか、毎年の入札であるとか、いろんなことと絡み合っている話かなというふうに思います。ただ、ソーティングセンターのところに関してのご提案としては、なるほどなというところが、意味はわかりましたので、ありがとうございます。

ほかに何かご提案ございますでしょうか。ご意見。

じゃ、織委員、どうぞ。

織委員 ちょっと本田さんのご提案のイメージがよくわからなかったんですけれども、つまり今のところ自治体でも選別をしているので、さらにそれをもう一回リサイクラーのところに行くと無駄だから、自治体のところを減らすべきだと、そういう話という理解でよろしいんですかね。

さっきの話、結局それはそれで、実際問題それってそんなに変わるんでしょうか。今の自治体の運用実態を見ていると、それは言いながら、それをしなかったことについて、どれぐらい違いがあるのかというのは、私は正直そんなにあるのかなという気がするんです。

それを一体化するということも、リサイクラーはほとんど光学選別機持っているところも多くて、確かに自治体がある程度あらあらでもやってもらえば、もう光学選別機でやるから同じだということなんんですけど、だとしたら、先ほど亀井委員が言っていたように、分別基準適合物の要件を緩和することによって、ある程度できるのかなという気がするんです。

もうちょっと、本田さんのイメージがちょっとよくわからないので。

石川座長 じゃ、本田委員に対する質問だと思います。もう一度お願いします。

本田委員 こちらで言うと、自治体が、今、選別と圧縮梱包をやって、分別基準適合物をつくるところまでが義務づけられていますけれども、例えば仮に選別の部分をやめて、圧縮だけして、例えばソーティングセンターのところに持っていくというところが考えられるんじゃないかなというところです。

そうすることによって、自治体さんが今まで負担していた選別コストというのが相当費用的に重いと思いますので、その部分が、ソーティングセンターに持ち込むことができる自治体に関しては減っていくんじゃないかなというところでございます。

織委員 ちょっと本当によくわからないんですけど、自治体の方にむしろお伺いしたほうがいいのかもしれないんですけども、それを圧縮するだけで、つまり選別をなくすだけですごく費用が変わるのが。もう既にある程度ソーティングというか、場所があって確保してやっていらっしゃるところが幾つかあるんですけど、本当にそれはそんな変わるんですかねっていう。

石川座長 じゃ、原田さん、お願いします。ちょっと該当するかどうかわからないんですけどね。

原田委員 私どものほうの処理の実態をお知らせすると、民間委託をしておりまして、民間工場で選別をしていただいて、ベール化していただくということになっております。

契約の方法なんですけれども、基本的にはトン当たり幾らという単価契約をしておりますので、

その範囲で選別をなくすということになれば、若干単価としては落ちてくる可能性はあるかなというふうには思います。

石川座長 百瀬委員、お願いします。

百瀬委員 資料6の5ページにあります各自治体の選別残渣の発生率というのを見ますと、ゼロというところは問題ないのでしょうが、「三十何パーセント残渣」というところは、民間のソーティングセンターに持ち込まれた後、民間のソーティングセンターでは、その三十何パーセントをどう処理するんでしょうか。それは産廃処理ですが、その費用はどこが支払っているのでしょうか。

だから、市民がきちんと分別し残渣を出来るだけ無くさないと、民間のソーティングセンターから産廃が出てコストがかかってしまうことになります。

自治体の選別であれば、それは一般廃棄物になるわけで、自治体が焼却処理することになり、コストが別にかかるることは無いように思います、いかがでしょうか、原田さん。

原田委員 資源化に一応、回します。

百瀬委員 だけど、その残渣という考え方がよくわからないんです、私には。残渣というのは、例えば、容器包装以外のプラスチックを残渣と呼ぶのであれば資源化できるでしょうけれども、「何かよくわからないけど、いろんなものが入っています」ということであれば、一般廃棄物として焼却処分されるのでしょうか。だから自治体が、なぜ選別してから民間のソーティングセンターに渡すのかという事情は、このあたりにあるのではないでしょうか。

これは質問と意見です。

石川座長 それは事務局で、この残渣の中身までわかるとは余り思えないんですけども、確かに異物というのはいつも話題になって、3%、5%だったらふたかなという話で済むんですけども、30%はちょっと個別に調べないとわからないですね。容りじゃないプラスチックがまじっている可能性ありますし、それ以外だと余り考えにくいんですよね。それか、P E Tじゃないプラスチックとか、一応そこでは弾くという、想像でしかないですが、長野さん、何かありますか。

長野室長 ないです。

石川座長 じゃ、原田さん、お願いします。

原田委員 私どもの市では、容器包装プラスチックは、もう完全に容器包装プラスチックだけで収集しております、残渣率大体5.8%ぐらいというふうになっています。先ほども出ておりました禁忌品は当然抜くと。あと、容リ協の検査に通るように、汚れプラ、その中で、特にチューブ類なんかは汚れたまま排出される可能性もありますので、そういうものを抜く作業をしておりまして、それらは私どものほうの処理施設のほうに戻ってくるという形になっております。

石川座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押しておりますので、次に行きたいと思うんですけども、ここの議論は、本田委員からのご説明というのは、細かいことはいろいろあると思うんですが、要は、よいところは特例的にというところが多分本質的だと思うので、もしそうであれば、何かよくわからないけど3割残渣があるというのは弾けばいいという話ですから。実際にそういうのをやって、どのくらい安くなるのかという織委員のご質問などに対しては、確かに安くなるというのを出していただいた上で検討するということになるのかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

すみませんが、じゃ、3つ目の論点に移りたいと思います。

合理化拠出金制度というのは、制度としてはあります、ただ金額的に激減しているという現実

があります。これに対してどうするのかと。変更するのか、どう考えればいいかというところで議論が分かれているかと思います。

この点に関してご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、大平委員、片山委員、お願いします。

大平委員 現行の制度の中でも、まだまだ拠出金の原資が出てくるんじゃないかなと思います。要するに合理化できる分野がどこかというところを広く見渡してみると、一番目につくのはプラスチックの再商品化手法の合理化だと思います。例えば、現在ご存じのように、材料リサイクル優先という、非常に金のかかる再商品化手法の政策になっています。これを見直せば相当の資金が出るだろうと。

もう一つはプラスチックについて、熱回収がほとんど規制されているわけですが、一体それが正しいんだろうか。ヨーロッパの例なんかを見ても、3割から5割ぐらいが熱回収に回っているわけです。

こういう合理化の分野がまだまだあると私は考えます。それによって、この合理化拠出金の制度は、しばらくはインセンティブとなり資金源となるんじゃないかなと思います。

石川座長 はい、わかりました。

それでは片山委員、お願いします。

片山委員 この件はもう何回も申し上げていると思いますが、仕組みが非常にわかりづらいということです。3年間にわたって精算されるため、我々負担する側からすると手続きが煩雑になるということがあります。ですから、合理化したことによって市町村にメリットが出るというのはいいと思いますが、計算方法というか、精算方法というのはぜひ見直していただきたいと思いますし、できれば、役割分担、費用分担の中で見ていただくのがいいのではないかと思います。再商品化委託料とは別枠での処理ではなくて。

以上です。

石川座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

もしなければ、全体的な、これまでの議論をどう取りまとめるかということに移りたいんですが、合理化拠出金に関しては、ちょっと自治体のご意見がもしございましたら伺いたい。無理にということではないんですけども。

原田委員 こここのところで私どものほうも拠出金が大分目減りいたしまして、経費としてはフラットのまま来ておりますが、そういう中で、入っている費用が減ってくるというところでは、かなり財源的に圧迫をしているので、そういう意味では増額をお願いしたいということと、再三にわたって議会から、この制度の仕組みについて議論をされる場面がございまして、私どもとしてもかなりわかりやすく説明する努力はしているところなんですが、なかなかご理解いただくのに時間がかかるという状況はございます。

以上です。

石川座長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでのさまざまご意見いただきまして、私としては大変大事なことを議論できたんじゃないかなというふうに思いますので、この懇談会としての意見を取りまとめることができれば、合同審議会にも、皆さん委員をやられている方もたくさんおられますので、反映させていく

ことができるんじゃないかと思います。

今ちょっと事務局のほうで、お話ししながら文章化していたので、それはプロジェクトでお示ししたいと思います。

田崎国立環境研究所室長 石川先生、私からも一つ。

石川座長 じゃ、すみません、田崎さん、お願いします。

田崎国立環境研究所室長 まとめに入る前に、今日発表させていただいて、また議論を聞かせていただいた中で、幾つか感じた点をお話しさせていただきます。

まず費用負担の責任制度、この制度設計できるのは第一義的に誰が支払うかというところを基本的に制度設計できるわけで、最終的に誰が負担するかというのはいろいろな状況によることになります。問題は、例えば廃棄物の発生抑制といったことに対して、第一義的に払う人、誰に払わせることでその目標を達成できるかというところにあります。

廃棄物の分野から言いますと、容器包装リサイクル法ができたころは有料化している自治体それほどなかった状況です。今はもう6割あります。これは20年の歴史で、発生抑制をするならば、やっぱりきちんと第一義的に支払う人を適切に設定しないといけないということになります。

今日の議論の中では、現行の役割分担がいいという意見などもありましたし、金額の多寡で変更を判断するべきではないとか、価格はまだ下げる、その意見もっともだと思います。しかしながら、廃棄物の発生抑制といったことに関して、市町村に負担させるということの合理的な論拠は、本日はいただけなかったと思っております。この点はまだまだ議論する必要があろうかと思っています。

それから、責任論で無理、無理、発生抑制を進めるべきかということについてですが、必ずしも目的を達成するんであれば、責任論、ないしは費用負担論で解決しなくとも構わないと考えております。ボランタリーにできることであればどんどんやればいいし、今日も出てきた、情報をいかにうまく伝えていくか、価格シグナルだけで消費者を変えるというのはかなり難しいと思います。具体的に言いますと、例えばプラスチックの再商品化、生産後の価格でいうとトン4万円、そうするとキロ40円、1グラムでいうと0.04円、実際に回収されているもののリサイクル料を考えると4分の1ぐらいですので、実際は費用負担というのはグラム0.01円です。そうすると、一個一個の商品の容器包装が50グラムとかそれぐらいあったとしても、1円にも満たないですね。皆さん生産の方はいろいろ削減しようということで努力していますけれども、一個一個の商品を選ぶときに1円ぐらいの価格のシグナルしかないで、消費者の行動はやっぱり変わらない。仮にフル転嫁したとしてもそういう状況です。

そうすると、いかに情報を提供していくのか。それをいかに強制的にやらせるというパターンもありますし、ボランタリーにやっていくこともあります。ボランタリーにやっていただくというときの問題点は、頑張った人だけが負担が多くなるというところです。そういう意味で言うと、今回コンソーシアムのような資料が出ていますけれども、こういったところで努力されている方にそれなりの費用が、必要な経費とかが、何かの支援が回るような仕組みをうまく使うようなことが必要なではないかと感じました。

今日の議論を聞かせていただいた感じたところは以上です。ありがとうございます。

石川座長 ありがとうございました。大変大事なことをまとめていただきました。

議論の中は大変豊富で、かつ深いことをご議論いただいておりまして、事務局ちょっとまとめるのに手間取っておりますので、一旦5分ほど休憩させていただいて、休憩後には入力できていると

思いますので、簡単に最後の取りまとめを議論させていただきたいと思います。

それでは12時ちょうどまで休憩をとりたいと思います。

(休憩)

石川座長 すみません、ちょっと手間取っちゃいましたが、今、紙で印刷しておりますので、ほどなくお手元に届くと思います。ちょっと時間押していますので、ちょっと見づらくて申しわけないですが、プロジェクターのほう、ご覧ください。

取りまとめの骨子としてつくっておりますので、文章というのはやっぱりまた時間かかると思いますので、きょうここでご意見いただいて、事務局のほうと私のほうで相談して、またそれを皆さんに確認していただくという手順で進めたいと思います。

これまでの成果ということで、「現在の役割分担、費用分担のもとで、一般廃棄物の減少やリサイクル率の向上等一定の成果があった」。

この点に関しては、特にご意見、議論はなかったんですが、よろしいでしょうか。

論点の最初、役割分担、費用分担を変えるべきかということですが、これについては、「まず今後の日本の容り制度で目指すべき E P R の目的は発生抑制ではないか」というのがあるんですが、これ、もし、この場でご意見いただきたいんですが、できれば、何とか「か」じゃなくて、「である」と言いたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。じゃ、ここは「発生抑制である」というふうに変えたいと思います。

それから次は、「食品の容器包装は、価格転嫁はわずかであり、発生抑制のためにには事業者が負担をふやしたとしても効果が薄い。むしろ情報的責任を果たしていくべきではないか」。

この点はいかがでしょうか。この点も、「である」というふうに変えるというのをご提案させていただきたいんですが。もしご意見あれば、はい。

二村委員 質問ですけど、「むしろ」の後の主語は、「むしろ事業者は」ということですね。

石川座長 ああ、そうですね。主体をはっきりさせたほうがいいですね。

じゃ、「事業者は」という、主語をはっきりさせた上で、「果たしていくべきである」に変えたいと思います。細かい言葉は、また最終的にご確認させていただきます。

では、次のパラグラフに行きます。「特に消費者教育については、これまで小売業などで取り組まれているが、さらに事業者が担っていく部分が大きいのではないか」。

これ最後、百瀬委員からご意見があったところですが、いかがでしょうか。

百瀬委員 事業者が担うということを強調するのではなくて、教育は必要だと。学校教育でもやるべきなので、当然、自治体の部分も……

石川座長 関係者が連携してということでしょうね。

百瀬委員 そうです。それから当然、消費者が一方的に教育されるわけではないのです。消費者も自らが学ばなくてはならない部分があるので、どう表現すればよいのか、難しいのですが……

石川座長 それは何か工夫して考えないといけないですね。教育って言っちゃうと、何か一方通行……

百瀬委員 では学習にしましょうか。

石川座長 せめてコミュニケーションとか、そういうふうに言うとちょっと違ってくるんですけど、双方向にはなるんですよね。

百瀬委員 そうですね。消費者に一方的に教え込むということではないということです。だから消費者が変わらるような、コミュニケーションですかね。でもコミュニケーションって弱くないです

か。

石川座長 うん、もうちょっと。

百瀬委員 じゃ、啓発活動ですか。

石川座長 啓発活動ね。うん、ちょっとその辺は言葉考えます。考えてご提案させていただきます。皆さんも何かいいアイデアがございましたら、ぜひご意見いただきたいと思います。

それで最後のところ……そうか、その文脈でいくと、その前の段階の、「むしろ事業者は情報的責任を果たしていくべきではないか」。これは「である」に変えますけれども、これ事業者というふうに特定してよろしいですか。主に製品の責任とかそういうことだと、事業者の責任という趣旨で議論はしましたが。

梶井委員 そうですけど、やはり一方通行だけではないですよね。ですからコミュニケーションという言葉が弱いあっても何かそういう……

石川座長 何か工夫が必要かもしれませんね。じゃ、その点も留意して考えさせていただきます。

それから、「担っていく部分が大きいのではないか」という疑問分のところは、「である」というふうにしてよろしいですか。

それでは、取りまとめの方向性としては、「である」というほうで原案をつくらせていただきます。

次に行きます。「主体間連携を深め、発生抑制を初め、3R推進や、社会的コストの低減を図っていくことが必要ではないか」。

これはいかがでしょうか。

織委員 この3つ目のやつと1の のは、ほとんど何か同じような話じゃないですかね。

石川座長 発生抑制を目的とするということですか。

織委員 ええ、そうですね。1の丸ポツが発生抑制であるというふうになっていますよね。その具体的なやり方が、主体間連携を含め、発生抑制をはじめ3R推進で社会的コストの低減を図っていくことが必要であるということなんで、ここは離れていますけど……

石川座長 重なっていますね。

織委員 うん、重なっているので一つにするか。何か整理したほうがいいんじゃないかなという。

石川座長 1つ目のところは、発生抑制が強調されていて、今ご議論いただいている点は、社会的コストの低減というのと、3R推進と、主体間連携というのが新しい要素として入っていますから、これちょっとまとめて何とか座りがいいように変えさせていただきたいと思います。この点、疑問文を、主張というか、断定にしてよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは次、行きます。「具体的には関係主体が協働するコンソーシアムのような形で、環境配慮設計や関係主体の相互理解、コミュニケーションを進めてはどうか」。

これはいかがでしょう。これはちょっとレベルの違う具体的な提案ということになりますが。

全体的に連携してやるべきだというご意見が多かったと思いますが、こういう表現でよろしいでしょうかね。

じゃ、この点も、疑問文のところは、「必要である」というふうに変えさせていただきたいと思います。

次に行きます。「自治体における容器包装廃棄物にかかる財政事情の改善については、まだコスト削減に向けた分析や工夫の余地があるのではないか」。

この点はいかがでしょうか。この点は最後のところで議論したので、まだ余り議論が深まつたというか、多分ご意見があると思いますので、いかがでしょう。どう直せばよろしいですか。

原田委員 先ほどのペールの品質基準の見直しとか、そういうしたものとセットで考えていただけるということであればよろしいんですけども、これだけちょっと唐突に書かれてしまうと、ちょっと違和感を感じております。

石川座長 私もそこまで議論していないよなという感じがするので、ちょっと何か工夫が必要ですね。ペールの品質基準とか、それはそれで、かなり具体的な話になっちゃっているので、レベルとしては合わせにくいですね。どうすればいいですかね。

こここのところは、ですから、断定調にはもちろんならないと思いますけれども。

原田委員のご意見としては、例えば両論併記で書くとすれば、何かございますか。

原田委員 もう少し自治体の実態なり、声を聞いていただく機会を設けていただくというほうが、私どもとしてはありがたいなというふうに思いますので、実態把握みたいな表現をちょっと入れていただければいいかなと思います。

石川座長 そうですね。じゃ、そういう方向で、ちょっとここの表現は考えさせていただきます。最終的にはご確認いただきますので、手を入れていただければと思います。

次は2番目になります。選別作業の一体化。「自治体の選別作業と再商品化事業者の選別作業の実態や一体化による効果をまず精査することから始めるべきではないか」。

これは、本田委員から具体的なご提案があったので、どう表現すればよろしいでしょうか。

本田委員 この書きぶりだと、また5年後に再検討しましょうという形になってしまいますので、何らか、また、今回の容り協会のモデル事業でも、言い方いろいろあると思うんですけども、まずやってみようというところからスタートできないものかなというふうには考えてあります。

鬼沢委員 すみません、そこでちょっとよろしいですか。

石川座長 はい、じゃ、鬼沢委員。

鬼沢委員 今のところは、先ほどの議論の中でもあったように、既にもう民間委託をしていたり、自治体が選別ラインを持っていたりしているところもあるので、むしろ容リプラに参加していない自治体が、というのが入ると、より明確になるんじゃないですか。

石川座長 じゃ、百瀬委員。

百瀬委員 あと本田委員がおっしゃったように、こうやってコスト削減も目的ですね。だからそれを明確にすべきだと思います。また費用を削減するためにとか、何かそういう文言が、だからこれについてやるということが、この文章では大事だと思います。

石川座長 なるほど。この点どうすればいいですかね。精査することから始めるべきだというのを、どう了解するかということなんですが。

本田委員からは、既に容り協会でのパイロットプロジェクトですかね、あれの結果は出ているというご紹介ありました。私自身まだ詳しく読んでいないので、どの程度どういう情報が出ているかわからないんですが、そういうのがあるんであれば、それをベースに何か目的を明確にすれば評価できるはずなんですよね、既に。

織委員 今回、時間がなくて説明していただけなかっただけなので、そういう機会があれば皆さんもっと議論できたと思うんですよね。

石川座長 そうですね。特にパイロットプロジェクトの件があるんであれば、それはそれで、また議論が、日程的な問題ありますけれども、と思います。

そうすると、この点は、時間的にも余り長く議論したわけでもないので、どうしましょうかね。もう少しふわっとした表現にするのか、両論併記的に、本田委員からの提案みたいなことを書かせていただくということかもしれませんね。

いかがでしょう。よろしいですか。ちょっと今回だけの議論では多分情報も議論も足りないというのを確かだと、私、思います。

それでは、次、行ってよろしいでしょうか。

次は3番目、合理化拠出金の話です。この論点については、「再商品化手法の改善など、まだ合理化の余地はあり、合理化拠出金制度は社会コストの低減を進めるために導入された制度であることを踏まえ、今後とも運営していくべきではないか」。

この点はいかがでしょう。これもちょっと余り時間も、ご意見いただいた方の数も限られているので、余り強いことはここでは書けないんじゃないかなと思うんですけれども。

そういう意味では、まだ方向性として決めてしまうというほどのことはできないかもしれませんね。特にこの表現でご異論がある可能性のある方がいらっしゃるんであれば。大体いいんじゃないのということであれば、これでいいかもしれませんけれども、いかがでしょうか。

大平委員 まだ制度活用の余地があるという感じじゃないんでしょうかね。

石川座長 それでは、この点も議論が十分に出たわけではないかもしれませんけれども、異論も逆に言うと出ているわけではありませんので、その点、考慮させていただいて、表現を工夫させていただきたいと思います。

全体もう一度見直していかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

はい、大石委員、お願いします。

大石委員 2番目に入るのかと思うんですけども、何のための消費者教育かというところで、消費者の行動変容につなげるためのというのが、何かどこかにいるんじゃないかなと思いながら、その話がせっかく出てきているのに何も入っていないなと思ったんですけども。具体的にどこに入れるかというのがちょっと難しいんですけども。

石川座長 ああ、そうですね。結果評価のターゲットをどこに置くかということで、私もそれ非常に大事だと思います。

百瀬委員 ちょっと文章を考えてみました。2番目のところ、特に消費者教育というところを、何か事業者の上から目線みたいな文章になっているので、これを変えまして、頭に、消費者の行動変革を進めるために 变容でもいいのですが 進めるために、小売業などが消費者教育に取り組んでいるが、さらに事業者、自治体が消費者とのコミュニケーションを深めるべきだ、というのにしたらいかがかと思います。

鬼沢委員 そこに連携という言葉を入れてください。

百瀬委員 連携だそうです。

鬼沢委員 事業者、自治体が連携して消費者とのコミュニケーションを深めると、自治体の後に連携してということを入れたほうがいいと思います。

石川座長 そうですね。N P Oも絡める余地があるかなというふうな気もします。

どうもありがとうございます。参考にさせていただきます。少なくとも原文よりよくなっているかなと思いますが。

いかがでしょうか。全体にご意見、もしないようでしたら、あっ、じゃ、平尾委員。

平尾委員 冒頭のところで、一般廃棄物の減少やリサイクル率の向上というのは、もちろんこれ

が法の目的であって、結果として正しいのですけれども、製造側の事業者、特に食品にかかわる事業者の容器包装のD f Eの取り組みも進んだあるとか、消費者の分別も非常によく進んだとか、そういう、各主体の行動変容が実際に起きたということをもう少し、単に結果としての廃棄物の減少だけではなく、少し長くなってしまいますけれども、入れていただけるといいなと思います。

石川座長 そうですね。それを入れたほうがぐっとよくなると思います。ありがとうございます。
いかがでしょうか。あとは、じゃ、事務局と私のほうで原案を取りまとめさせていただいて、皆様にご確認いただきたいというふうに思います。

きょうはどうもありがとうございました。時間押してしまって大変申しわけございません。

それでは、事務局のほうで何かございましたら。

長野室長 次回なんでございますが、7月30日ということで調整をしたいと考えております。合同会合の日程のほうも決まっておらず、本日4時半から合同会合がございますが、そちらのほうで再商品化手法の議論がなされるということでございますので、そのあたりで、7月30日に私どものほうも再商品化のほうができればと思って、詳しい時間、午前が午後かというところがまだ決まっていなくて申しわけないんですけれども、決まり次第ご連絡をしたいと思います。

本日は本当に有意義な議論、ありがとうございました。

午前 12時26分 閉会